



公立大学管理法案（特に公立大学協会案を中心として） に関する意見

神戸市

春山 45

第一「公立大学審議会」について

(二五・二一・八)

- (一) 地方住民に対し大学運営について最終の責任を負わねばならない設置者（市長、知事）の意見を審議会に充分に反映せしめるため設置者互選委員の比重を協会案よりも大きくすべきである。
- (二) 県、市はひとしく地方公共団体と云つてもいろいろの異で行政の実情が著しく異なるから、設置者から選出する委員の互選方法については県、市それぞれ適正に代表するよう立法上適当な配慮がなされるべきである。
- (三) 定例会年二回以上、臨時会随時とするほか一定数（例えば委員総数の三分の一）以上の委員から要求があつた場合にはこれを開かねばならない旨を規定すべきである。

第二「公立大学参議会」について

- (一) 参議会は形式的にはあくまでも設置者の諮問機関乃至は設置者への意見具申機関たる性格を明確にすべきである。
- (二) 参議会は「設置者参議会」を原則とすべきである。
大学別に参議会を設けるときは結局その大学限りの利害を中心とした意見に偏し、各参議会の意見が矛盾相違した場合設置者側として問題の處理が複雑困難となり、大学別に参議会を設けた実益は失われる。又、参議会の数が多くなれば「参議全盛期たる変質」はおのづから小粒となり場合によつては好ましくならぬ人物が出るおそれすらあり眞に遠識の人物を揃えることは困難となる。強いて大学別に行政機関をおく必要があるならば、むしろ任意設置機関として「商議會」をおきうることにすべきであらう。
- (三) 国立大学の場合には大学が全国に散在する關係上、「国立大学審議会」のほかには各大学別の「商議會」（第二次試験の参議會）とおく現実の理由が認められるが、それ自体が地域社会である地方公共団体（県、市）を設置者とする公立大学に参議会のほかに大学別商議會を設ける必要も根拠も乏しい。国立大学の場合における「審議会」と「商議會」との機能を「参議會」が併有するものと見て差支えないと認められる。（但し、前述の如く

特に必要ある場合には大学別に「商議會」を設けることとしてもよい。

(四) 評議会の委員の定数・任期に選任・解任・補充。

(五) 評議会の運営等については、法律は概ね又は概目と規定するに止め、なるべく設置者たる地方公共団体の規則に委任すべきである。(委員の報酬・費用弁償は條例で規定する。)

第三、「学内機関(評議会・教授会)」について

(一) 協会系においては、設置者と各大学行政機関(評議会・教授会)又各大学行政機関相互間の権限関係が明確を欠き、ある大学行政事務(例えば予算編成)がどこで起案されいかなる順序を経て、どういうようにして決定するか法律の規定を一読しただけでは判断としない。(この嫌いは国立大学管理法案要綱試案についてもさうである。)

(二) 即ち、例えば評議会について見ても、学内規則(設置者たる地方公共団体の長が、当該学長に委任し、もしくは専断権を附与した事項についての規則)の制定や学生懲戒等の如く評議会の議を経て、学内限りで処理する事項と、大学に関する規則であっても知事・市長にその制定権が留保されるもの、設置・廃止、入学定員の決定等の如く條例事項(県市会議決事項)に属するもの、予算編成の如くその査定権は財務部局にあるもの等、評議会自体では最終決定権なき事項とについて一律に評議会が「審議決定する」という如きあいまいな規定

の仕方をしてゐる。要するに地方公共団体内部の一機関である大学評議会がその地方公共団体の他の機関との関連において、いかに機能するかが明瞭でない。

(三) 地方自治法との関係をも充分考慮し、将来大学行政機関の運営に疑義を生じないよう、各々の権限分野を明確に(規定の仕方と区別すべきものは区別して)規定すべきである。

第四、その他

(一) 四年制大学に併設された短期大学部の扱い方を法律に明定せられたい。

(二) 教育公務特例法(施行令)改正に際しては

(イ) 学長・部長(特に事務吏員たる図書館長)の任期・停年制は必ず各大学で定めなければならぬものか(定めなくてもよいか)

(ロ) 図書館長(特に事務吏員の身分を保有する者)も部長に入るか、を明確に規定せられたい。

